元文庁第1062号令和元年10月25日

殿

文部科学省大臣官房長

柳 孝

(印影印刷)

文化庁次長

今 里 譲

(印影印刷)

公用文等における日本人の姓名のローマ字表記について(依頼)

標記については、令和元年10月25日の公用文等における日本人の姓名のローマ字表記に関する関係府省庁連絡会議において、別添のとおり申合せを行いました。

日本人の姓名のローマ字表記については,国語審議会答申「国際社会に対応す

る日本語の在り方」(平成12年12月8日)により、「姓 名」の順とすることが望ましいとされているところですが、今般の申合せにより、各府省庁が作成する公用文等において、日本人の姓名をローマ字表記する際は、原則として「姓名」の順で表記することとしたものです。

ついては,この申合せの趣旨を御理解いただくとともに,この趣旨に沿って対応していただけるよう御配慮をお願いします。

また,各都道府県教育委員会におかれては域内の市町村教育委員会に対して, 各都道府県知事におかれては域内の市町村に対して,周知を図るようお願いし ます。

【連絡先】

文化庁国語課日本語教育企画係

電話:03-5253-4111(内線:2840)

Mail: kokugo@mext.go.jp